

事業再評価調書（2回目以降）

[事業種別] 事業名		[街路事業] 淀川北岸線（菅原）整備事業		
担当		建設局道路部街路課 (電話番号：06-6615-6754)		
1 事業再評価理由		国庫補助事業以外で事業再評価した年度から5年以上が経過し、なお継続中のもの		
事業概要	①所在地 【図1参照】	東淀川区東淡路1丁目～東淀川区菅原2丁目		
	②事業目的	[事業目的] ・本路線は、本市北部を東西に連絡する幹線道路である。 ・当該区間の現況道路は淀川右岸の道路を経由し摂津市、近畿自動車道摂津南IC付近への渋滞の抜け道として通過交通量が多い。また当該区間の周辺では淡路駅周辺土地区画整理事業や阪急京都線・千里線連続立体交差事業及び周辺の都市計画道路の整備等が実施されており、道路ネットワークの強化が必要になっている。 ・本事業区間の整備により、本市北部における機能的・効率的な幹線道路ネットワークを形成し、自動車交通流の円滑化や歩行者空間の整備による安全性などの向上を図る。 [上位計画等における位置付け]		
		計画名等	策定年度	位置付け
		大阪市地域防災計画＜資料編＞	令和元年度（修正）	第6章 避難路（P.178）
		都市計画道路の整備プログラム	平成28年度	
	③事業内容	[事業内容] ・街路整備（新設） 延長L=1190m 幅員W=22m（両側4車線、歩道あり） [関連事業等の整備・進捗状況] —		
事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	・本路線の整備により、本市北部における東西方向の幹線道路のネットワークを形成し、自動車交通流の円滑化及び歩行者通行等の安全性の向上を図るとともに、緊急時の避難路等としての必要性も高まっている。 ・本路線は、平成28年に策定した「都市計画道路の整備プログラム」において、おおさか東線事業と連携して進める路線として優先度が高い路線に位置付けているが、平成30年9月におおさか東線との交差点を立体交差化し、西行き仮道路に切り替えを行い、令和2年7月末に、西側一方通行区間において対面通行化の供用開始を行っている。		
	②定量的効果の具体的な内容	[効果項目] ・交通円滑化効果 ①走行時間短縮便益 ②走行経費減少便益 ③交通事故減少便益 ・歩行の安全性と快適性の向上 [受益者] ・市民 ・道路利用者 ・地域社会 ・地域経済		
	③費用便益分析 【図2参照】	[算出方法] ・費用便益分析マニュアル（平成30年2月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局）に示された手法に準じて実施 ・道路投資の評価に関する指針（案）（平成12年1月 道路投資の評価に関する指針検討委員会）に示された手法に準じて実施 [分析結果] 費用便益比 B/C=1.91 （総便益B：275.1億円、総費用C：144.0億円）		
	④定性的効果の具体的な内容	[効果項目] ・機能的な道路ネットワークの充実 ・交通流の円滑化に伴う周辺環境の改善 ・災害時における避難路及び延焼遮断帯などの防災空間の確保 ・沿道土地利用の高度化 ・供給処理施設（水道、ガス、電気、下水等）の収容空間の確保 [受益者] ・市民 ・道路利用者 ・地域社会 ・地域経済		
	⑤事業の必要性の評価	・本路線の整備により、本市北部における東西方向の幹線道路のネットワークを形成し、自動車交通流の円滑化及び歩行者通行等の安全性の向上を図るとともに、緊急時の避難路等としての必要性が高い。		評価 A～C

		事業開始時点 (平成13年11月)	前回評価時点 (平成27年3月)	今回評価時点 (令和2年3月)
4 事業の実現 見通しの視点	①経過及び 完了予定	事業開始年度 平成13年度 着工年度 平成13年度 完了予定年度 平成19年度	事業開始年度 平成13年度 着工年度 平成13年度 完了予定年度 令和2年度	事業開始年度 平成13年度 着工年度 平成13年度 完了予定年度 令和12年度
	②事業規模	用地取得必要面積 20669m ² 整備必要面積 26180m ²	用地取得必要面積 20861m ² 整備必要面積 26180m ²	用地取得必要面積 20861m ² 整備必要面積 26180m ²
	うち完了分	—	用地取得済面積 11634m ² 整備済面積 106m ²	用地取得済面積 14167m ² 整備済面積 212m ²
	進捗率 【図3参照】	—	用地取得率 56% 工事進捗率 0.4%	用地取得率 68% 工事進捗率 0.8%
	③全体事業費	117億円	147億	147億
	うち既投資額	—	35億	42億
	進捗率 【図4参照】	—	24%	29%
	④事業内容の 変更状況と その要因	—		
	⑤未着工あるいは 事業が長期化 している理由	・財政状況が非常に厳しいなか、西側一方通行区間においては、対面通行化に向け、集中的に事業を行い、対面通行化の供用開始を行ったが、大規模物件を含む用地交渉の難航により、当初計画に比べ進捗が遅れ、事業が長期化している。 〔前回評価時点から完了予定年度を変更している場合は、その理由〕 ・平成30年度に用地取得を完了し、令和2年度に整備を完了する予定としていたが、財政状況が厳しいことに加え、大規模物件の用地取得の交渉において、当初予定していた移転工期での対応が難しい状況となるなど、用地取得の進捗が遅れたため。		
	⑥コスト縮減や 代替案立案等の 可能性	—		
	⑦事業の実現 見通しの評価	・予算の範囲内で用地取得を進めながら、着実に事業を実施し、完成予定年度での完成を見込んでいる。		
5	事業の優先度 の視点の評価	〔重点化の考え方〕 ・本路線は、平成28年に策定した「都市計画道路の整備プログラム」において、おおさか東線事業と連携して進める路線として位置付け、優先的に整備を進め、鉄道との交差部の立体交差化を行い、対面通行化を実施した。今後は、引き続き予算の範囲内で用地取得を進めながら、着実に事業を実施する。 〔事業が遅れることによる影響等〕 ・本市北部における東西方向の幹線道路のネットワークの形成が遅れる。 ・災害時において、応急活動を円滑に行うための道路のネットワークの形成や、緊急車両の通行空間を確保するなどの都市防災機能の効果発現が遅れる。 ・歩行空間の確保による歩行者等の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受が遅れる。		
6	特記事項	・平成27年度の事業再評価における対応方針は「事業継続（B）」であり、現在その方針に沿って残る道路整備を進めている。 ・令和2年7月末に、西側一方通行区間において対面通行化の供用開始を行っている。		
7	対応方針（案）	事業継続（B）		
	（理由）	・本路線の整備により、本市北部における東西方向の幹線道路のネットワークを形成し、自動車交通流の円滑化及び歩行者通行等の安全性の向上を図るとともに、緊急時の避難路等として必要な事業である。 平成28年に策定した「都市計画道路の整備プログラム」において、おおさか東線事業と連携して進める路線として優先度が高い路線に位置付けているが、今後は、密集住宅市街地における防災骨格を形成する路線や他の事業と連携して進めるべき路線等を優先的に進めるため、予算の範囲内で着実に、残る用地取得と整備工事を実施することとしていることから「事業継続（B）」とする。 〔前回評価時点から対応方針を変更している場合は、その理由〕 —		
8	今後の 取組方針（案）	予算の範囲内で着実に、残る用地取得と道路整備を進め、令和12年度での事業完了をめざす。		